

# 上下水道料金改定のお知らせ

平成28年7月から、上下水道料金を下記の表のとおり改定いたします。現行の料金表は税込ですが、料金改定後は税抜とします。詳細につきましては、下記の料金計算方法及び計算例をご参照ください。また、7月以降のメータの検針であっても、使用水量に7月以前の使用分が含まれる場合は、経過措置として改定前の算定基準により料金計算を行います。

## 水道料金表（月額）【平成28年7月以降】

(税抜)

口径	基本水量	黒部地区 内山・音沢・愛本・下立・浦山地区			宇奈月温泉地区			メータ使用料 1個1月につき
		基本料金	超過料金		基本料金	超過料金		
			500㎡まで	500㎡超		500㎡まで	500㎡超	
13mm	10㎡まで	731円	73円	587円	58円	60円		
20mm	15㎡まで	1,200円	80円	986円	65円	107円		
25mm	20㎡まで	1,600円		45円		1,313円	38円	120円
30mm								180円
40mm			240円					
50mm	100㎡まで	7,885円	78円	6,076円	60円	900円		
75mm						1,151円		
100mm						1,727円		
臨時	10㎡まで	1,027円	102円	102円	1,027円	102円	102円	口径による
消火栓	1栓につき15分毎に2,285円 ※火災及び消防団の演習の場合は無料							

計算例：3人世帯 口径13mm 24㎡使用の場合（税込） ※宇奈月温泉地区以外  
基本料金731円+超過料金73円×(24㎡-10㎡)+メータ使用料60円+消費税額(8%)145円=水道料金1,958円

## 下水道料金表（月額）【平成28年7月以降】

(税抜)

区分	区域	体系	算定基準
一般汚水	◆一般家庭 生地、石田(犬山を除く)、田家、村椿、大布施、三日市、前沢、荻生、若栗、宇奈月温泉地区の世帯のうち市の水道を利用している世帯 ◆一般事業所(営業用)(注1) ◆その他(市が管理する施設など)	従量制	10㎡以下(基本使用料) 1,313円 10㎡超20㎡以下 142円/㎡ 20㎡超50㎡以下 153円/㎡ 50㎡超100㎡以下 164円/㎡ 100㎡超 175円/㎡
	◆一般家庭 ①生地、石田(犬山を除く)、田家、村椿、大布施、三日市、前沢、荻生、若栗、宇奈月温泉地区の世帯のうち井戸など市の水道以外を利用している世帯 ②東布施、石田(犬山のみ)、内山、音沢、愛本、下立、浦山地区の全世帯	認定水量制(注2)	1人/世帯 10㎡ 1,313円 2人/世帯 18㎡ 2,449円 3人/世帯 25㎡ 3,498円 4人/世帯 31㎡ 4,416円 5人/世帯 37㎡ 5,334円 6人/世帯 42㎡ 6,099円 7人/世帯 47㎡ 6,864円 8人/世帯 51㎡ 7,487円
公衆浴場汚水	全地区	従量制	200㎡以下 14,237円 200㎡超 75円/㎡
宿泊施設等汚水	宇奈月温泉地区	定額制	収容人員 × 1,049円/人

(注1) 旧料金表での宇奈月温泉、内山、音沢地区及び宇奈月農業集落排水エリアの営業用は、平成31年度までの激変緩和措置を設けています。

(注2) 認定水量制において、1世帯8人を超える場合は、1人増すごとに2㎡の認定水量が増加します。

計算例：3人世帯 25㎡使用 一般汚水(一般家庭)の場合(税込) ※従量制  
基本使用料1,313円+超過使用料142円×(20㎡-10㎡)+超過使用料153円×(25㎡-20㎡)+消費税額(8%)279円=下水道使用料3,777円

### 【料金計算方法】

【新】水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メータ使用料 + 消費税額

(※2カ月又は3カ月毎にご案内される方は、それぞれ2倍、3倍してください。)

【新】下水道使用料 = 基本使用料 + 超過使用料 + 消費税額

問合せ：上下水道部経営課料金係 TEL 54-2111 (内線2515)